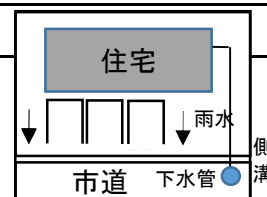


農地転用許可申請（農地法第4条・5条）添付書類チェックリスト

【共通】必要添付書類（1/2）	備考
	<p>土地の登記事項証明書 （全部事項証明書） 【窓口：法務局】</p> <p>転用する全ての農地。 全部事項証明書に限る（オンライン不可）。 分筆を必要とする場合は、分筆後のもの。</p>
要約書 【窓口：法務局】	転用計画に農地以外が含まれる場合。
字図 【窓口：法務局】	<p>不動産登記法第14条地図に限る（オンライン不可）。</p> <p>隣接地の地目及び面積、所有者名を記載すること。</p>
位置図（ゼンリン地図等）	方位を示し、申請地を特定できるもの。
土地利用計画図	<p>【記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の位置及び規模。排水経路等。 ・申請書に記載された施設の面積を記載。 ・公有水面までの排水経路を記載。
平面図及び立面図	<p>建物を建てる場合 建築面積、高さ等を記載したもの。</p>
断面図	申請地を造成する場合。
見積書	<p>転用計画に係る全ての事業費（造成費、建設費等）がわかるもの。 消費税を含む金額。 有効期限がある場合、受付日まで有効なもの。</p>
資金証明書	<p>【自己資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残高証明書…証明日は以下の月の日付であること。 ※例）__月__日までの申請⇒ 証明日の月 __月 ・通帳の写し…原本持参のうえ、職員でコピーします。 <p>※配偶者の資金は、自己資金に含む。</p> <p>【借入資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資証明書…有効期限がある場合、受付日まで有効なもの。 ・貸与又は譲与の証明書
印鑑証明書	<p>4条申請者又は5条譲渡人は添付してください。</p> <p>※上記の者が来庁され本人確認が行える場合は、不要です。</p>
住民票抄本	<p>以下に該当する者は添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5条譲受人（法人を除く。） <p>※上記の者が来庁され本人確認が行える場合は、不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4条申請者又は5条譲渡人の内、登記事項証明書上の住所と現住所が異なる者 <p>※住民票は、前住所が記載されたもの。 ※住民票で住所の移動がわからない場合は、戸籍の附票等。</p>
権利を有する者の同意	<p>排水承諾書、通行承諾書、所有権、抵当権、賃借権等の権利を有する者の同意書、仮登記権者の同意書</p> <p>※排水承諾書（公有水面への排水のため、他人の土地を利用する場合）</p>
農地転用承諾及び確認書	対象者：隣接農地所有者・耕作者、区長、生産組合長、農業委員



裏面もあります。

【共通】必要添付書類 (2/2)			備考
転用者が 法人の場合 (どちらかを添付)	法人の登記事項証明書		原本証明をすること。
	定款又は 寄付行為の写し		
転用者が 地縁団体の場合	地縁団体台帳		
転用者が 法人格のない団体の場合	総会の議事録		転用の意思及び代表者氏名の確認のため。
委任状	委任に基づく代理申請の場合。		
選定理由書	農地区分が第3種の場合を除く。 選定箇所の位置図を添付すること。		
他法令の許認可等 の申請書の写し	以下の項目等に該当する場合、添付が必要。 <ul style="list-style-type: none"> 開発関係…都市政策課（市役所2F） 道路法関係…道路河川課（市役所2F） 埋蔵文化財関係…教育委員会生涯学習課文化財係（生涯学習センター(市民会館隣)） 太陽光発電関係…企画政策課（市役所3F） <p style="text-align: right;">など</p>		
土地改良区の意見書	申請に係る農地が土地改良区の区域内にある場合。		

【目的別】必要添付書類			備考
目的			
駐車場 又は資材置場	事業計画書		転用目的が、駐車場又は資材置場の場合。
太陽光発電	設備認定通知 又は、 設備認定申請の 事実を証明する 書類。		申請の事実を証明する書類とは、「設備認定参照画面の写し」。なお、申請状態が以下のいずれかの場合に限る。 「設置者承諾済み」、「申請書出力済み」、「確認開始」、「申請不備」、「差戻し」、「CSV出力済み」、「審査済み（認定）」、「受付済」、「審査済（認定）」、「確認完了」以上。
	系統連系に係る 契約のご案内		
建売分譲・宅地分譲・特定条件付売買予定地			別紙記載

確認日	確認事項			
農振農用地区域	区域内	・	区域外	
農地区分(農振除外後)	第1種	・	第2種	・ 第3種